

新日本石油精製の執行役員制度の改定について

記者各位

当社(社長:西尾進路)の石油精製部門である新日本石油精製株式会社(社長:大野 博)は、昨日開催の同社取締役会において、下記のとおり、執行役員制度を改定することにつき決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

(1)改定日

2008年6月25日

(2)改定内容

ア. 役付執行役員の新設

役付執行役員として、「社長執行役員」、「副社長執行役員」および「常務執行役員」を新設し、執行役員の中からこれらの役付執行役員を選定することといたしました。

これに伴い、役付取締役としては、「取締役社長」のみを選定し、「取締役副社長」および「常務取締役」は選定しないことといたしました。

イ. 任期の変更

執行役員の任期を、従来の「就任後第1回の定時株主総会の終結のときまで」(原則として、6月定時株主総会日から翌年6月定時株主総会日まで)から、「就任後最初に到来する事業年度末日まで」(原則として、4月1日から翌年3月31日まで)に変更いたしました。

(3)改定理由。

ア. 業務執行機能の明確化および業務執行体制の迅速な編成。

取締役会の構成員として等しく意思決定および監視監督機能を担う「取締役」と、指揮命令関係の下で業務執行機能を担う「執行役員」とを明確に区分し、役付取締役を「取締役社長」に限定するとともに、役付執行役員として「社長執行役員」、「副社長執行役員」および「常務執行役員」を新設するものであります。

また、当社グループを取り巻く経営環境が急速に変化する中、迅速かつ機動的な業務執行を可能にするために、社長・副社長・常務の役職を執行役員の役職とすることにより、取締役会決議をもって、経営課題に応じて、迅速に業務執行体制を編成できるようにするものであります。

イ. 事業年度の期間と執行役員の任期の一致。

迅速かつ機動的に業務を執行するために、事業年度の開始時点(4月1日)から新執行体制を確立することとし、執行役員の任期を原則として事業年度の期間と一致させるものであります。

以上

 [新日本石油精製株式会社の取締役および監査役ならびに執行役員の体制\(75.6KB\)](#)